

令和 8 年度 監査等年間計画

令和 8 年度の監査等年間計画を、次のとおり策定する。

令和 8 年（2026 年） 3 月 4 日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 池 田 実

1 監査等年間計画策定の基本方針

各種監査等の実施に当たっては、本市の行政運営について合規性、適法性に加えて経済性、効率性及び有効性の観点から実施し、違法、不正の指摘にとどまらず、勧告や指導に重点を置くものとする。また、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し、よりリスクの高い項目に注力するなど監査手法の効率化にも努める。

2 実施する監査等の種類及び実施方法

(1) 定期監査

ア 対象、範囲

各対象部課等に対して、原則隔年で実施することとする。財務に関する事務を対象とし、事務が適正かつ正確に実施されているかに着眼し、前年度を範囲として実施する。

対象部課等は、別添「令和 8 年度監査等年間計画表」のとおりとし、組織、機構に変更があった場合については、別途通知する。

イ 実施時期

4 月上旬から 3 月下旬までとする。実査については 4 月中旬から 5 月下旬まで、書類調査については 9 月上旬から 1 月下旬までとするが、具体的な期日は別途定める。

(2) 決算等審査（公営企業会計含む。）

ア 対象

前年度の決算その他関係諸表等を審査する。

イ 実施時期

6 月末までに市長から決算書等の送付を受け、8 月下旬まで決算等審査を実施する。

実施後速やかに、市長宛てに決算等審査意見書を提出する。

ウ 定額資金運用基金の運用状況審査

一般会計等の決算審査と併せ、基金の運用状況審査を実施する。

(3) 健全化判断比率等審査

ア 対象

前年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等を審査する。

イ 実施時期

市長から決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等の送付を受け、8月下旬まで審査を実施する。

実施後速やかに、市長宛てに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を提出する。

(4) 例月出納検査（公営企業会計含む。）

ア 対象

検査月の2か月前の現金出納事務を対象とする。

なお、必要に応じ、関係課等への聴き取り調査及び実地調査を実施する。

イ 実施時期

毎月中旬から下旬までとする。

(5) 随時監査

随時監査の実施に当たっては、委員協議のうえ監査実施計画を定め、予め監査対象部課等に通知する。

ア 行政監査

(ア) 対象

行財政改革の視点に基づき課題を抽出し実施する。

(イ) 実施時期

4月上旬から3月下旬までとする。

イ 財政援助団体等監査

(ア) 対象、範囲

各種の財政的援助を与えている団体等及び公の施設の指定管理者の中から対象団体を抽出し、原則として前年度の事務を範囲として実施する。

なお、対象団体の監査の実施と併せ、当該対象団体に対する財政的援助等を所掌している、補助出資等担当部課等の随時監査を実施する。

(イ) 実施時期

4月上旬から9月下旬までとする。

ウ 工事監査

(ア) 対象

原則として、施工中の工事1件を抽出のうえ実施し、技術調査は、技術士の資格所持者に委託する。

(イ) 実施時期

9月上旬から3月下旬までとする。

3 委員聴き取り調査及び現地調査について

全ての監査等において、必要に応じて委員聴き取り調査及び現地調査を実施する。

4 提出資料について

(1) 監査等資料

定期監査及び決算等審査においては、前年度決算数値で作成した「監査等資料」の提出を、全部課等に求める。

提出時期は6月中旬とし、具体的な期日、提出方法等は別途定める。

(2) 原議等

定期監査においては、監査等資料に掲載された案件に係る原議等の提出を対象部課等に求める。

提出時期は9月上旬から1月下旬までとする。

(3) その他

その他の監査等において、必要に応じて資料の提出を求める。

その場合の提出時期等は別途、実施計画等において提示する。

5 監査等年間計画の変更について

住民監査請求等の計画外の監査等を実施する場合などにあっては、この計画を変更することがある。

6 添付書類

令和8年度監査等年間計画表

令和8年度監査等年間計画表

監査等の種類および対象	監査定期の間	備考		
定期 監査	都市整備部 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 消防本部	【Aグループ】 実査:4月中旬～5月下旬 書類調査:9月上旬～11月中旬	監査等資料の一部 4月上旬に先行提出 (別途通知予定)	監査等資料の提出 (令和7年度対象) 6月中旬(別途通知予定)
	環境部 教育文化財部 学びみらい部 こどもみらい部	【Bグループ】 実査:4月中旬～5月下旬 書類調査:11月中旬～1月下旬		
	政策部 総務部 市民防災部 文化観光部 健康福祉部 都市政策部 都市調整部 農業委員会事務局 公平委員会事務局	/	/	
	決算等審査(公営企業会計含む。)	6月上旬～8月下旬		
	健全化判断比率等審査	7月上旬～8月下旬		
	例月出納検査(公営企業会計含む。)	毎月中旬～下旬		
	随時監査 行政監査	4月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。	
	財政援助団体等監査	4月上旬～9月下旬	具体的対象等は別途定める。また、補助出資等担当部課等の随時監査を併せて実施する。	
	工事監査	9月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。	
	監査結果の公表	終了の都度		

- (注) 1 計画外の監査により、この計画を変更することがあります。
 2 監査日程等詳細は、対象部課等に別途通知します。
 3 工事監査、行政監査及び財政援助団体等監査の詳細は、対象部課等に別途通知します。